

会計年度任用職員なのにボーナスが出ない非常勤講師

1. ボーナスが出る会計年度任用職員

群馬県では週 20 時間以上勤務する会計年度任用職員にボーナスが出る仕組みとなっており、県教委が募集するスクール・サポート・スタッフ(義務制で授業の準備・片付けや教材作成、文書印刷など担当)や事務補助の方には以下のようなボーナスが出ます(事務職 1 級 1 号給基準のため、来年度はかなりの増額となります)。

(1) 週 30 時間勤務

	月額	期末手当	勤勉手当	年間支給額
R 7	146,000	365,000	306,600	2,423,600
R 6	124,300	304,535	254,815	2,050,950



(2) 週 20 時間勤務

	時間額	月支給額	期末手当	勤勉手当	年間支給額
R 7	1,125	90,000	243,750	204,750	1,528,500
R 6	990	79,200	210,210	175,890	1,336,500

2. ボーナスが出ない非常勤講師(会計年度任用職員にしたメリットなし)

非常勤講師の場合、同一校で週 20 時間授業(1200 分÷50 分で 24 コマ)をやらないとボーナスが出ない仕組みとなっており、2020 年度の制度導入以来、ボーナスをもらったことのある人は誰もいません。東京や埼玉は導入時から全員に期末手当が出ており、今年度からは勤勉手当も出ています。自治体により、全員にボーナスが出る制度(ごく少数)、週 11~16 時間でボーナスが出る制度(少数)、ほとんどまたはまったくボーナスが出ない制度(多数)と大きな差があるのが現状です。群馬→埼玉→東京と非常勤講師が流出する懸念もあります。

3. 高教組が求めること

2019 年の交渉で、県教委は非常勤講師全員に支給していた 2.3 月分の報酬をなくし、実績支給でパートタイム労働者とする改悪を強行しました(高教組は「会計年度任用職員制度の趣旨に反する」と断固反対して妥結せず)。その際、既得権を守る必要があると県教委は判断し、平成からやっている人は 50 分で 3,490 円、令和から始めた人は 2,840 円という二重単価も導入されました。この時以降、高教組は一貫してボーナスが出る制度をつくること、二重単価を排して 3,490 円に統一することを求めてきましたが、県教委は「支給要件は知事部局やその他の部局の状況を踏まえて決定しているところであり、現行通りとしたい」と拒み続けてきました。



非常勤講師のみ変更するのは困難という理由で、ボーナスが出ないかわりに県教委が新たに設けたのが「付随業務に係る報酬」です(裏面参照)。これにより、来年度からは 1 校 1 科目 2 コマ 57,570 円~3 校 3 科目 16 コマ 278,760 円程度の報酬が支給予定ですが、「勤務日において授業が割り振られた時間以外の時間に、勤務校で従事した場合に上限の範囲内で支給」されるため、複数校掛け持ちでコマ数を多く受け持っている人ほど受給できない可能性が高くなります。また、勤務校でやりたくても机やパソコンの配備に学校間格差があったり、試験作成や採点がない科目は課題や作品の採点をして成績処理しか対象とならない不公平な制度となっています。正規採用がなく、30 年以上も非常勤講師を続けて群馬の教育を支えている方々もいます。民間なら違法なことが公務だから許されると、年休は増えない、ボーナスは出さない、退職もないからこのまま働き続けてくださいという使用者側に都合がよすぎる制度を認めるわけにはいきません。高教組は筋を曲げずに、すべての非常勤講師の待遇改善を求めていきます。

仕方がないを変えていこう 声かけ合って集って話してつながろう

右の QR コードから、ご意見・ご感想フォームにつながります。
みなさんのご意見やご感想をお寄せください。

